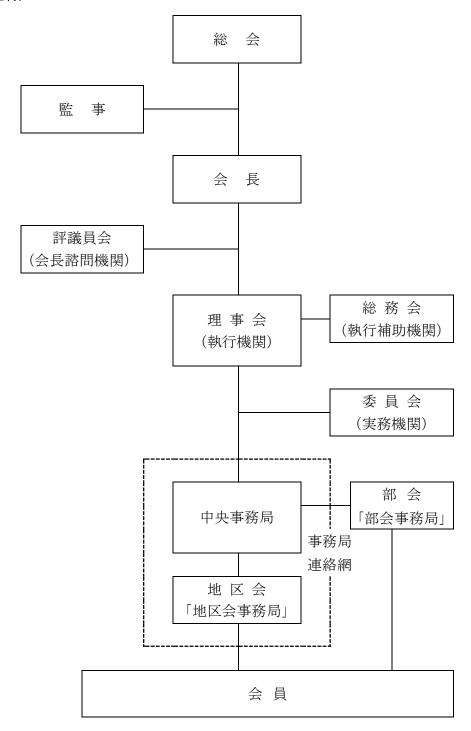
# 1 日本医学図書館協会の現状

# 1. 1 組織



- 総 会 法が規定する社員総会として通常総会及び臨時総会があり、構成員をもって構成する。(定款 第24~26条)
- 監事 立候補による者及び地区会からの推薦により、総会で選任された1名以上3名 以内で構成し、理事の業務執行状況並びに本会の財産を監査する。(定款 第1 2~14条)

会 長 本会を代表し、その会務を統括する。(定款 第14条)

評議員会(会長諮問機関)

地区会推薦及び会長指名による評議員9名以上11名以内で構成し、会務に関する事項について、会長の諮問に応じて審議する。(定款 第23条、評議員及び評議員会に関する細則)

#### 理事会(執行機関)

立候補及び地区会からの推薦により、総会で選任された理事9名以上14名以内で構成し、会務を執行する。(定款 第12~14条、第35条、理事会の運営に関する細則)

# 総務会(執行補助機関)

本会の日常業務を円滑に執行処理するために理事会の下に設けられた機関で、 専務理事及び会長が指名する若干名の理事で構成する。(定款 第19条、総務 会規程)

委員会 常設及び臨時があり、2016年度は次の12委員会を理事会の下に設置する。 (定款 第20条、委員会規程)

常設 企画·広報委員会

機関誌「医学図書館」編集委員会

出版委員会

雑誌委員会

教育·研究委員会

医療・健康情報委員会

認定資格運営委員会

受託事業委員会

協会賞・奨励賞選考委員会

国際交流委員会

組織 • 制度委員会

臨時 総会組織委員会

#### 部会(部会事務局)

構成員をもって構成し、本会の事業遂行のため特定主題についての活動を行う。 (定款 第22条、部会に関する内規 第2条)

### 中央事務局

本会の事務を処理するために設けられた機関で、事務局長及びその他必要な職員で構成する。(定款 第57条、中央事務局規程)

## 地区会(地区会事務局)

構成員をもって構成し、全国に8地区会を置く。各地区会には事務局を置き、本会の事業遂行に必要な地域的活動を行う。(定款 第21条、地区会に関する細則)

会 員 本会の会員は、正会員A・B、正会員個人、協力会員及び維持会員(個人及び 団体)の5種。(定款 第6条)

2016年8月1日現在の会員数は、次のとおりである。

正会員A99館正会員B45館正会員個人108名

協力会員2機関維持会員(個人)2名

(団体) 17機関